

【消費者フォーラム in HIROSAKI】

幼い子どもをもつ保護者の消費生活の実態

土井うたの・杉澤咲楽・金谷利理果

1. 研究の背景と目的

国民生活センターの報告によると、全国の消費生活センターなどに寄せられる小・中・高校生の相談内容は、インターネットに関するものが7割を超えており、また、オンラインゲームに関する相談件数は、契約当事者が未成年者である相談が増加傾向にあり、近年のスマートフォンやタブレット端末など通信機器の普及とインターネット利用者の低年齢化とともに、ネットトラブルの低年齢化が進んでいる現状がある。

このような現状から、幼い子どもを守るために、保護者が危険性や予防策を理解する必要があり、幼い子どもと保護者が一緒に学べる学習カリキュラムの開発が求められると考えた。そこで、本研究では、学習カリキュラム開発への示唆を得るために、幼い子どもをもつ保護者の消費生活に関する意識と行動の実態を明らかにすることを目指した。

2. 調査の方法

2020年12月17日から25日にかけて、弘前市子ども駅前広場を利用する幼い子どもをもつ保護者を対象にアンケート調査を行った。調査項目は「保護者の消費者トラブルの経験の有無」、「消費生活センターの認知と相談の有無」、「消費者教育を受けた経験の有無」、「家庭で定めている通信機器使用時のルール」、「子どもの通信機器・インターネットの利用状況」である。なお、本研究では「幼い子ども」を0歳～9歳と定義した。

3. 調査の結果

消費生活センターを「知らない」と答えた保護者は0%だが、「聞いたことがある程度である」と答えた保護者が88.2%を占めており、消費生活センターを認知しているものの、どのような機関なのかが分からぬ保護者が多いのではないかと考えられる。また、学校で消費者教育を受けた経験がある保護者は11%、子どもの消費生活に関する講習会などの参加経験がある保護者は0%であり、幼い子どもをもつ保護者が消費生活に関する啓発や学習を受けられる機会が少ないと考えられる。

保護者が子どもに操作させたり触れさせたりする通信機器は、全年齢でスマートフォンが最も高い割合を示した。また、3～4歳以前の子どもに比べて5～6歳以降の子どもに触れさせる通信機器の種類が増加し、インターネットの利用率も3倍に増加していた。このことから、就学が近づく5歳以降の子どもに通信機器の使用やインターネット利用を許容する保護者が多いのではないかと考えられる。

子どもに通信機器を使用させる際に保護者が定めたルールの内容と親子の消費者トラブルの経験の関連性を調べたところ、「時間」や「場所」を制限するルールは、消費者トラブル経験の有無に関わらず定められていた。しかし、「フィルタリング機能を利用」するルールを定めている家庭は2件であり、それらの家庭では、保護者または子どもが消費者トラブルを経験していた。また、「子どもが誤って動画をレンタルしたが、料金請求メールが届くまで黙っていた」という経験をした家庭では、「困ったらすぐ相談する」というルールが定められていた。他方、こうしたルールを「作っていない」と答えた家庭は消費者トラブルの経験が無く、保護者の消費者教育や講習会への受講経験もなかった。

これらのことから、子どもの通信機器やネット使用に対する安全性への取り組みは、保護者や子どもの消費者トラブルの経験に関係すると推察され、幼い子どもの消費者トラブルを防ぐための保護者への啓発や学習の機会の必要性が明らかになったと考えられる。

4. 課題と今後の展開

保護者の多くが学生時代に消費生活分野を既習した世代であるにも関わらず、消費者教育を学習した経験のある者が少なかった。これは「消費者教育」に具体的なイメージが湧かなかつたことに起因するとも考えられるため、今後の調査では、家庭科の消費生活分野の学習内容に関する具体的な記載が必要であろう。また、保護者の消費生活に関する啓発や学習の参加経験をより正確に明らかにするために、弘前市内で行われている子どもをもつ保護者を対象とした消費生活に関する講習会などの開催状況を調べる必要がある。

本調査は、調査期間が短いため回答数が少數であった。とくに3～4歳、5～6歳の子どもをもつ保護者の回答が少なく、子どもの年齢層に偏りがあったため、今回の課題とともにアンケート調査の内容を精査し、弘前市内の5～6歳の子どもをもつ保護者を対象に広くアンケート調査を実施し、子どもと保護者が一緒に学べる学習カリキュラムの開発に向けて引き続き研究を続けたい。

(土井うたの 弘前大学教育学部)

【参考文献】

- 国民生活センター（2013）「増え続ける子どものオンラインゲームのトラブルー家族でゲームの遊び方を話し合うとともに、クレジットカード管理の徹底を！」
<http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20131212_1.html>（2021/01/10 閲覧）
- 国民生活センター（2019）「オンラインゲーム、アダルトサイト、健康食品・化粧品の定期購入、SNSきっかけのトラブルも家族で防ごう！子どものネットトラブル」
<http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190808_1.html>（2021/01/06 閲覧）
- 消費生活相談データベース（PIO-NET）<<http://datafile.kokusen.go.jp/>>（2021/01/06 閲覧）
- 橋元良明・久保隅綾・大野志郎（2018）「乳幼児期における情報機器利用の実態」『東京大学大学院情報学環情報学研究 調査研究編』34, pp.213-243.
<<https://ci.nii.ac.jp/naid/120006457357>>（2021/01/10 閲覧）